

## 【Vade for M365】利用規約

2024年 4月 1日 改定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

## 目次

|                  |   |
|------------------|---|
| 第1章 総則           | 2 |
| 第1条 (利用規約の適用)    | 2 |
| 第3条 (サービスの種別)    | 2 |
| 第4条 (サービスの提供区域)  | 2 |
| 第5条 (サービスの提供条件)  | 2 |
| 第6条 (サービスの終了)    | 3 |
| 第2章 契約           | 3 |
| 第7条 (契約の単位)      | 3 |
| 第8条 (契約者)        | 3 |
| 第9条 (契約期間)       | 3 |
| 第10条 (契約申込)      | 3 |
| 第11条 (契約内容の変更)   | 4 |
| 第12条 (契約者の地位の承継) | 4 |
| 第3章 サービスの制限      | 4 |
| 第13条 (提供中止)      | 4 |
| 第14条 (利用停止)      | 4 |
| 第4章 料金等          | 4 |
| 第15条 (料金)        | 4 |
| 第16条 (料金等の支払義務)  | 5 |
| 第17条 (料金の計算方法)   | 5 |
| 第18条 (料金の支払方法)   | 5 |
| 第5章 損害賠償         | 5 |
| 第19条 (責任の制限)     | 5 |
| 第20条 (免責)        | 5 |
| 第6章 雑則           | 6 |
| 第21条 (第三者利用)     | 6 |
| 付則               | 6 |
| (別紙1) 本サービスに関して  | 7 |
| (別紙2) 提供価格表      | 8 |

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)は、「Vade for M365」利用規約(以下「利用規約」といい、利用規約と WebARENA 共通利用規約とあわせ「利用規約等」といいます。)を定め、WebARENA 共通利用規約及び Vade Secure (以下「Vade 社」といいます。)が定めた Vade for M365 一般サービス規約(以下「Vade for M365 Agreement」といいます。)に基づき「Vade for M365」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 WebARENA 共通利用規約、Vade for M365 Agreement 及び利用規約の内容に差異がある場合には、利用規約の内容を優先して適用し、WebARENA 共通利用規約及び Vade for M365 Agreement の内容に差異がある場合には、Vade for M365 Agreement の内容を優先して適用します。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができますものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約等の一部として適用されるものとします。

### 第2条 (利用規約等の変更)

当社は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約等を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 利用規約等の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 利用規約等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

### 第3条 (サービスの種別)

本サービスで提供する基本サービスの内容は、別紙1に定めるとおりとします。

2 本サービスの詳細は、別途当社及び Vade 社が提示する提供仕様等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

### 第4条 (サービスの提供区域)

本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

2 本サービスにおける責任分界点は、サービス仕様に定めるとおりとします。

### 第5条 (サービスの提供条件)

本サービスは、AI の予測により電子メールを使った攻撃を防御する Vade for M365 の提供及びそのサポートサービスです。

2 Vade for M365 は、Microsoft Corporation が提供する Microsoft 365 専用のメールセキュリティサービスであって、それ以外のメールサービスには対応していません。

3 本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様に定めるとおりとします。

4 本サービスの提供にあたり、当社及び Vade 社は、契約者が管理するメールアドレス宛に送信された電子メールを受信、転送、保存、閲覧、及び分析することができるものとします。

5 当社は、契約者の本サービスの利用により判明したメールによるリスクを分析し、契約者のメールセキュリティその他の契約者が有する課題を解決するために当社のサービスを提案することがあります。

6 本サービスの内容の正確性もしくは特定の目的への適合性及び本サービスを利用した結果、標的型攻撃メールを通じてウイルスに感染しないこと、その他標的型攻撃メールが与える損害が発生しないことについて、当社はいかなる保証もしません。

7 本サービスを提供するにあたり契約者の電子メールのデータ等が消失若しくは破損しないこと又はレスポンスタイムについても一切保証しません。

8 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

9 契約者が本サービス利用のために自ら用意する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等(以下「契約者設備等」といいます。)に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において契約者設備等が原因と判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等がサービス仕様に定める技術基準等に適合していることの検査を行い、その結果の提出を求めることができるものとします。

10 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止及び技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。

11 本サービスの利用方法に関する問い合わせ先は、当社とし、連絡先については別途通知します。

12 契約者は、契約者が管理するメールアドレス宛に届いた電子メールの内容(本文及び添付ファイルを含みます。)などを分析することによりメール防御を行うサービスであることを契約者の責任で利用者に説明するものとします。利用者に対する説明が不十分であったことにより、契約者又は利用者に不利益が生じても当社は一切の責任を負いません。

## 第6条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含みます。)を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 か月前までに通知します。

3 当社は、前項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

4 前2項にかかわらず、本サービスの提供に必要な Vade 社のサービスの提供終了、Vade for M365 Agreement の変更、又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

5 当社は、第2条(利用規約等の変更)に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

## 第2章 契約

### 第7条 (契約の単位)

本サービスは、一つの基本サービス毎に一つの本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」といいます。)を締結するものとします。

### 第8条 (契約者)

利用契約の契約者は、法人(法人番号の指定を受けた者をいい、以下同じとします。)のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた者については、契約者となることができるものとします。

2 前項に該当しない者が契約申込をした場合、当社はこれを拒否できるものとします。

### 第9条 (契約期間)

本サービスの契約期間は、当社が契約者に対し本サービスの提供を開始した日(以下「利用開始日」といいます。)から起算して1年間とします。ただし、契約期間満了日の1か月前までに当社に対し当社が別途定める方法による解約の通知がない場合、契約期間満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)から1年間の契約期間で、更新前の利用契約と同一条件で自動更新を行い、以後同様とします。

2 当社はキャンペーン等により前項に定める期間とは異なる契約期間を定めることができるものとします。キャンペーン等での特典適用の場合の契約期間は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

### 第10条 (契約申込)

利用契約の申込み(以下「利用申込」といいます。)をしようとする者(以下「申込者」といいます。)は、利用規約等及び別紙1に記載されている Vade for M365 Agreement を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込みものとします。なお、個人情報については利用規約等又は Vade for M365 Agreement に定めるほか、次の個人情報保護方針に則り取り扱います。

【当社の個人情報保護方針】

[個人情報保護方針\(プライバシーポリシー\) | 【公式】NTTPC](#)

3 利用申込をすることにより WebARENA 共通利用規約第7条の契約者情報の登録が行われます。

4 当社は、契約者情報を登録したときは、次の契約者情報を Vade 社に開示するものとします。次の情報は、本サービスを契約者に提供するために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。

- (1) 契約者名
- (2) 契約者住所
- (3) 担当者名
- (4) 連絡先メールアドレス
- (5) 電話番号

5 契約者(申込者を含み、以下本条において同じとします。)は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込み、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込みの承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

6 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社及び Vade 社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

7 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

8 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものと

します。

9 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

#### **第11条（契約内容の変更）**

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合、別途定める方法により変更を申込みものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。

2 契約者は、契約者情報に変更があったときは、速やかに別途定める方法にて登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第1項の申込みを承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第1項の申込みがあった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込みを承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

#### **第12条（契約者の地位の承継）**

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継が行われた場合は、承継人はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該承継人に書面による通知をすることにより利用契約を解除することができるものとします。当該期日までに当社が解除しなかった場合、承継人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

### **第3章 サービスの制限**

#### **第13条（提供中止）**

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1)当社及び Vade 社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2)当社及び Vade 社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3)当社及び Vade 社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき。

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### **第14条（利用停止）**

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1)利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) WebARENA 共通利用規約第4章契約者の義務の規定、その他 WebARENA 共通利用規約、利用規約又は Vade for M365 Agreement に定める契約者の義務に違反したとき
- (3)当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5)収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定した指定口座等が使用できなくなったとき
- (6)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (7)当社が提供する他のサービスにて、利用規約等への違反があったとき
- (8)当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (10)その他、当社が不適切と判断するとき

2 前項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、契約者が第1項各号に該当したときは、第1項の措置に加え、契約者管理データ（本サービスの利用に伴い契約者が設定した利用情報等のことをいい、以下同じとします。）等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

### **第4章 料金等**

#### **第15条（料金）**

本サービスの料金については（別紙 2）提供価格表のとおりとし、利用契約上の手続きに関する手数料（以下本サービスの料金と併せて「料金」といいます。）については、WebARENA 共通利用規約別紙（料金）のとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

#### **第16条（料金等の支払義務）**

契約者は、第15条（料金）に定める料金を支払う義務を負います。

2 年額利用料金は、利用開始日（更新日も含み、以下本条において同じとします。）から利用契約の満了日までの期間で支払義務が発生し、利用開始日の翌月に年額利用料金を請求します。

3 契約者の都合により利用契約を解除した場合、契約者の責により利用契約が終了した場合、又は契約期間中にID（利用者のメールアドレスごとに払い出される利用権限をいい、以下同じとします。）を削除した場合その他いかなる理由でも年額利用料金の返金をしないものとします。

4 契約期間中にIDを追加した場合、IDを追加した日からIDを追加した利用契約の満了日までの期間を日割りにした金額を請求します。追加ID分の請求金額は、利用契約の申込時の単金価格に追加したID数を乗じた金額となります。

5 前項により追加したIDの請求金額は、IDを追加した日の翌月に請求します。

6 第14条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金を一切払い戻す義務を負いません。

7 WebARENA 共通利用規約第16条（契約の成立）第3項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金の請求の手続と同様とします。

8 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

#### **第17条（料金の計算方法）**

料金の計算は、毎年、暦年に従って計算する料金の額とします。

#### **第18条（料金の支払方法）**

契約者は、料金を請求書払にて、当社又は金融機関等（収納代行業者等を含み、以下同じとします。）が指定する期日に支払うものとします。

2 当社は、前項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含みます。）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

### **第5章 損害賠償**

#### **第19条（責任の制限）**

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関連して当社がソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供するソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 本サービスの提供に関連して当社が契約者に損害賠償責任を負う場合、当社は、障害等の損害賠償責任の原因が生じた時点の利用契約に基づき発生した年額利用料金（追加ID分の請求金額も含みます。）を12で割った金額を限度として損害の賠償をします。ただし、予見の有無及び可否を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

#### **第20条（免責）**

第19条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延（メールの送受信を含みます。）、本サービスを利用した結果、標的型攻撃メールを通じてウィルスに感染しないこと、その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せ

ず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第 19 条(責任の制限)に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

## 第 6 章 雑則

### 第21条 (第三者利用)

契約者は、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させることができません。当社の承諾なく第三者に利用させた場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者(以下「サービス利用者」といいます。)に対して、利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

### 付則

この利用規約は、2023 年 11 月 22 日から実施します。

(別紙1) 本サービスに関して

本サービス内容は下記のとおりとします。

1. 基本サービス

| 基本サービス        | 提供条件                                       |
|---------------|--|
| Vade for M365 | 別途定める「【Vade for M365】サービス仕様書」の定めるところによります。 |

2. サポートサービス

別途当社が提示した仕様書のとおりとします。

3. Vade for M365 Agreement

別途弊社が定める方法で周知するものとします。



(別紙 2) 提供価格表

本サービスの提供価格は以下のとおりとし、利用申込時に申請した ID 数での年額を一括前払いにて請求します。

※下記価格はすべて消費税込みの金額で表示しています。  
※利用規約別紙 2 には、本体価格と消費税等の合計額を表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

1. 「Vade for M365」

・ 年額利用料金

単位：円

| ID 数        | 単金価格             |
|-------------|------------------|
| 1～100       | 5,280 円 (税込) /ID |
| 101～250     | 4,840 円 (税込) /ID |
| 251～1,000   | 4,400 円 (税込) /ID |
| 1,001～3,000 | 3,740 円 (税込) /ID |
| 3,001～      | 個別見積             |

・ 旧年額利用料金 2024 年 3 月 31 日をもって新規申し込みは終了しました。 単位：円

| ID 数        | 単金価格                          |
|-------------|-------------------------------|
| 1～250       | 4,290 円 (税込) /ID<br>※新規申し込み終了 |
| 251～1,000   | 3,432 円 (税込) /ID<br>※新規申し込み終了 |
| 1,001～3,000 | 2,746 円 (税込) /ID<br>※新規申し込み終了 |